

傷害発生時の事務手続き

試合もしくは練習中に重症傷害事故が発生した場合、各チームは次の手順で重症傷害報告を所属都道府県協会に提出しなければならない。

- ① 所属都道府県協会に、ただちに電話で連絡。
 - ② 重症傷害報告書 様式(1)を事故後3日以内に提出。
不明事項は、後日判明次第報告すること。
 - ③ 重症傷害経過報告書 様式(2)を事故発生から2ヶ月後に掲出。
- * 上記、重症傷害経過報告書 様式(2)を提出後、手術の経過、症状、その後の経過等を6ヶ月後に報告すること。またそれ以降も症状が改善されない場合は1年毎に報告すること。
 - * 死亡に至った場合には、「死亡診断書」または「死体検案書」を添付すること。

(下図のフローチャート参照)

